

# 運営審議会委員による支部視察等の報告

令和6年9月発行

## はじめに

運営審議会委員による令和6年度の支部視察（座談会を含む。）は、長崎（本庁及び佐世保）、京都（本庁及び舞鶴）、山口（本庁及び周南）並びに名古屋（本庁及び岡崎）の4支部を対象に出張による方法で実施しました。また、新たな試みとして、本部への組織統合がされて支部が廃止された被統合庁のうち、横浜、前橋及び長野の3庁を対象にウェブ会議による方法で座談会を実施しました。

視察においては、各支部から事業概況の説明を受けるとともに、事務担当者との意見交換を行いました。また、座談会では、委員から運営審議会の役割、共済組合の事業やこれまでに組合員から出されている主な要望等についての説明を行うとともに、組合員のみなさんから直接出された意見や要望に基づき、質疑応答や意見交換を行いました。



これらに加えて、令和6年4月までに最高裁支部及び東京高裁管内の11支部が廃止されて本部へ統合されるなど、共済組合組織の統合の実施及び検討がすすむ中、委員から統合にかかわるこれまでの経緯と組合員代表委員の意見を報告・説明するとともに、引き続き、組合員のみなさんの意見や要望等を積極的に出していただくようお願いしました。

## 運営審議会の役割等の説明

### 【運営審議会の目的及び審議内容】

運営審議会は、国家公務員共済組合法により「組合の業務の適正な運営に資する」ことを目的に設置され、①定款の変更、②運営規則の作成及び変更、③毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算などの審議を行うこととされており、裁判所共済組合では、次年度の事業計画の骨子の審議を行う「骨子運審」（2月上旬）、次年度の事業計画及び予算の審議を行う「計画運審」（3月下旬）、前年度の決算の審議を行う「決算運審」（6月下旬）が開催されて

います。また、骨子運審と計画運審の間に、「小委員会」を複数回開催し、事業計画及び予算の詳細についての審議を行っています。このほかに、5名以上の委員の請求があれば、臨時の運営審議会が開催されることとなっています。

### 【運営審議会の構成】

運営審議会の構成は、裁判所共済組合定款で定められており、裁判所共済組合の副本部長、事務主管者側委員4名及び組合員代表委員5名の合計10名で構成されています。

### 【運営審議会への組合員等の意見・要望の反映】

運営審議会における事業計画及び予算の審議は、毎年秋に各支部等（被統合庁については本部）がとりまとめる要望事項や、全司法労働組合から提出される要望事項をふまえて行われますが、このほか、運営審議会委員による支部視察等（被統合庁の座談会を含む。）において、各支部等（被統合庁を含む。）の組合員や事務担当者みなさんから出された意見や要望も審議に反映されます。支部視察等の実施は、毎年の事業計画で決められますが、組合員の意見を共済組合の事業に反映するために、なくてはならない大切なとりくみとなっています。

## 📖 各支部共済組合係の様子

各支部の事務担当者は、共済組合制度が複雑かつ幅広い分野に渡り、事務担当者には専門的知識が求められる中で、しばしば行われる制度の新設や改正にも対応しつつ、事務処理に必要な知識の習得に努められています。特殊な事案や判断が困難な事案については、法規や研修資料等を参考に支部内での検討を深めるとともに、他支部、高裁所在地支部または本部とも相談するなどして、適正な処理が行われています。また、共済組合係内の事務分担を定期的に変更するなど、事務担当者の不在時や異動時であっても事務に支障が生じることなく、安定した組合員サービスの提供ができるよう工夫されています。

組合員に対する制度周知や手続教示などにおいて、自宅のパソコンやスマホから裁判所共済組合ウェブサイトを開覧することができるなどアクセスが向上し、内容もリニューアルされた裁判所共済組合ウェブサイトの活用が

すすめられています。

## ④ 座談会で出された主な意見・要望等及び共済組合本部の回答

座談会で出された意見や要望とそれに対する共済組合本部の回答について、その一部を紹介します。制度上の問題や当該経理の収支の状況等から、実施は困難とされているものも多くありますが、ここに掲載できなかった意見や要望を含め、運営審議会での意見反映を図っていきます。

### ○ 令和6年度の掛金率は前年度と同じようであるが、今後、掛金率は下がることはないのか。

掛金額の基礎となる掛金率の設定については、共済組合にとって必要となる支出を賄うために適正な掛金率を設定しているところ、高齢者の医療費増加が深刻化している現状に鑑み、当共済組合が負担すべき高齢者医療制度への拠出金額の推移等を注視しながら、慎重に検討を重ねているところである。

### ○ 医療費通知を見たからといって、医療費の縮減にはつながらないのではないかと思う。また、紙での通知は費用もかかるため、電子化したらよいのではないか。

医療費通知事業は、組合員及びその被扶養者に対し、医療費の仕組みを理解してもらうとともに、特定月に支払われた医療費の負担を通知することにより、共済組合の負担額についての意識を啓発し、また、組合員等の健康に対する意識向上にも資することを期待して実施しているものである。そして、医療費通知事業は、国家公務員共済組合の共同事業であり、実施の見直しについては、当共済組合のみで判断することは困難であることを御理解いただきたい。また、令和5年度からは、本部組合員に対しては人給システムを利用した電子データによる通知を行っている。人給システムによる通知は、同システム上の事情等により本部組合員に対してのみ行っているが、支部組合員を含めて引続き医療費通知の合理化を検討しているところである。なお、令和4年度から、マイナポータル上で医療費通知情報を閲覧することが可能となっている。

### ○ 令和6年12月に保険証がマイナ保険証に移行するニュースを見たが、

裁判所共済組合のマイナ保険証への移行はどのようにされるのか。組合員証は身分証としても利用できていたが、今後現在の組合員証は廃止されるのか。

マイナポータル等でマイナンバーカードを健康保険証として利用する旨の申込みをした者は、現行の組合員証に加えマイナンバーカードで医療機関等を受診することができる。他方、令和6年12月2日に保険証の新規発行が停止されるが、裁判所共済組合を含む国家公務員共済組合でも同日以降は組合員証の新規発行が停止されることになる。同日以降はその時点で有効な組合員証を1年間有効に利用できるほか、マイナンバーカードや有効な組合員証を保有していない者等は、今後新たに発行される資格確認書を現行の組合員証の代わりとして利用できるようになる予定である。裁判所共済組合では、今後の組合員証等に関する情報をわかりやすくお知らせしていく予定である。

- 福利厚生パッケージサービスについて、現在は利用したいと思えるようなサービスが少ない。もっと地方の店舗が多く加盟する業者を選定するなど、検討していただきたい。

福利厚生パッケージサービスについては、これまでも組合員の要望をもとに、例えば、Amazonプライムの利用割引やセブンイレブンのnanacoカードギフト券、ベネフィットポイントの楽天ポイントへの交換など全国の店舗や、通販、eラーニング等インターネット上で利用できるサービスの提供といった地域間格差のないものを充実させるなど、サービス内容を検討・改善してきたところである。今後も、組合員が利用しやすいサービスとなるよう調整していきたいと考えている。なお、ベネフィット・ステーションのウェブサイトには「リクエストBOX」という問合せフォームがあり、要望等を承ることができるため、こちらも活用いただきたい。

- 福利厚生パッケージサービスについて、パッケージにこだわらず、別々のサービスであってもニーズのあるサービスに代えても良いのではないかと。

福利厚生パッケージサービスについては、廃止や削減が相当といった意見とともに、サービスの充実や拡大を望む意見もあるところであり、組合員の要望を踏まえてサービス内容を検討・改善し、組合員が利用しやすい

サービスとなるよう調整してきたところである。引き続き、組合員の意見を聞きながら、今後の方向性について検討していきたいと考えている。

- 人間ドックの費用は年々上がっているため、補助経費の上限を引き上げてほしい。同一年に人間ドックと脳ドックにそれぞれ補助を出す、あるいは人間ドックと脳ドックを一度に受ける場合は補助額を上げるなどしてほしい。補助対象の更なる拡大を希望する。

人間ドック等の補助は、組合員等の健康に資するものであり、組合員のニーズも高いことから、令和6年度も現在の補助基準を維持することとしているが、ここ数年の人間ドック受検者数が増加傾向にあること、他方、特定保健指導の実施率向上に向けた更なる取組を行う必要があることから、引き続き、保健経理全体の最適な在り方を検討していく必要があると考えている。よって、補助額の引上げに関しては、現時点で直ちに実施することは困難であることを御理解いただきたい。なお、対象年齢30歳以上、かつ、補助額3万円は他の共済組合と比較しても優位性を有するものであるということをおわせて御理解いただきたい。

- 人間ドック等予約代行サービスの提携医療機関を拡充してほしい。

人間ドックの提携医療機関の増設については、追加希望の施設名等を共済組合本部に（所属の共済組合を通じて）要望していただければ、追加を検討させていただきたいと考えている（過去に組合員からの要望で追加した実績もある。）。

- 特定保健指導について、利用者が少ないと組合員全体へどのようなデメリットがあるのか、もっと積極的に広報すべきだと思う。

特定保健指導の実施率が一定の割合に達しない場合には、後期高齢者支援金の加算率を引き上げられるといったペナルティが課されることになる。具体的には、令和3年度分の結果を受けて令和6年度は加算分として約8700万円の支払を求められており、令和4年度分の結果に対しても同程度の支払を求められる見込みである（※令和5年度分の結果に対しては、現在のところ、約1億800万円の支払を求められる見込み）。これが続くと、場合によっては、掛金率の引上げも検討せざるをえなくなることから、昨年度に引き続き、現在、裁判所共済組合ウェブサイトや courts ポータルへの掲載のほかに幹部や管理職員を通じての周知

等、各支部においても広報をしていただいているところである。今後も組合員に対してより効果的な広報を行えるように検討していきたい。

○ **特定保健指導を受けていない人に対して、掛金を上げる等、個別にペナルティを課すことはできないか。**

後期高齢者支援金の加算・減算制度は、高齢者の医療の確保に関する法律等に定められた特定健診・保健指導の実施率が低い保険者の取組を促すためのものであり、特定の個人に対してペナルティを課すことは予定されていない。特定保健指導は組合員等の健康に資するものであることから、今後も共済組合として実施率向上につながる取組の検討を行っていくこととしたい。なお、令和5年度から、ベネフィット・ワンによる特定保健指導を開始し、病院以外にオンラインでの面談（ICT型）が受けられるようになる等、利便性の向上に取り組んでいる。

○ **インフルエンザ予防接種や歯科検診の補助をしてほしい。**

インフルエンザをはじめとするワクチンの接種及び歯科検診については、予防医学の観点から必要なことと考えるが、新たな補助事業を実施するためには、継続的にその予算を確保する必要があるところ、人間ドック受検者が増え、保健経理が赤字を計上している現時点においては、利用される組合員が多く、多額の費用を要することが見込まれるこの費用を継続的に確保することは困難であることから、新たな補助を行うことは難しいことを御理解いただきたい。

○ **庁舎内で使用する電子レンジを整備してほしい。**

裁判所共済組合における「厚生費」は、組合員又は組合の職員の福利厚生に必要な費用に使用できるものであるところ、各職場における電子レンジの整備は裁判所の執務環境の整備に関するものであることから、共済組合で整備することは難しいと整理しており、御理解いただきたい。

○ **グループ保険等の保険料控除証明書について、電子配布にしてほしい。**

グループ保険等については、人給システムが団体保険の控除証明書データの取込みに対応していないため、圧着はがきで交付している。契約者が個人ではないことから、各人が電子控除証明書を取得できないところ、今後も継続して保険会社等と調整していく。一方、団体扱い保険については、

一部を除き、各人が各保険会社から電子控除証明書を直接取得でき、更に、マイナポータル経由ですべての保険会社から電子控除証明書を取得することができるので、活用いただきたい。

- **組合員手帳・小冊子の配布は、令和5年度から廃止されているが、希望者には配布を復活させてほしい。**

手帳・小冊子の配布は、共済組合制度や共済組合事業の周知及び普及を目的としていたが、手帳・小冊子の配布の目的に立ち返って総合的に判断した結果、令和5年度から調達しないこととした。現在は共済事業の周知及び普及は、裁判所共済組合ウェブサイトによってその目的を果たしていることから、手帳・小冊子を配布しないとしてもサービスの低下にはあたらないと考えており、配布の再開は予定していない。

- **民間と比較すると高いように感じるので、貸付利率を引き下げてほしい。**

貸付事業については、他の国家公務員共済組合も含めて、財務省が定める統一的な基準である「貸付事業運営規則準則」に沿って制度運用を行っているところ、支払利息についてもこの基準の制約を受けることを御理解いただきたい。なお、住宅に係る貸付については、担保や手数料が不要であるなど、民間にはない特色があるほか、提携先の金融機関等で一般より低い利率で住宅ローン契約を締結できる「優遇金利提携住宅ローン制度」も引き続き利用可能であるため、各組合員のニーズに応じて利用していただきたい。

- **食堂や売店、自動販売機（食料、印紙・切手など）を設置してほしい。**

食堂等の設置については、まず国主体で公募を行うことを前提としており、食堂等として使用するにふさわしい場所を確保するとともに、機器の整備等の検討も必要となるほか、そもそも業者を確保できるかという問題もあることから、新たに、それらの設置をすることは困難であることは御理解いただきたい。なお、印紙・切手については、委託事業の対象外である。

- **裁判所共済組合ウェブサイトから申告書等の書式をダウンロードして利用しているが、ウェブサイト上で入力してそのままオンライン申請で**

きる仕様にはならないのか。

オンラインで共済組合の各種申請を完結させる仕組みについては、他省庁共済組合の動きを見ながら進める必要があるため、直ちに対応できるものではないことを御理解いただきたい。一方、グループ保険については、令和4年度からオンライン上で申込みができるようになった。今後も組合員のニーズを踏まえて引き続き利便性や充実度の向上に取り組んでいきたい。

## ☞ 共済組合支部の本部への統合についての説明

運営審議会での共済組合支部の本部への統合についての審議は、令和3年2月から行われています。同年3月の運営審議会において「検討をすすめていくこと」が承認されて以降、共済組合本部において、統合後のサービス提供方法などについて、支部との協議をふまえて検討がすすめられるとともに、運営審議会委員の支部視察や共済組合の地区別協議会、事業計画及び予算に関する要望の聴取の機会に、事務担当者や組合員の意見が聴取されてきました。

これらのとりくみをふまえ、運営審議会の審議を経て、これまでに次の①から④について実施され又は実施されることとなっています。

- ① 令和5年2月、東京支部が東京高裁庁舎から最高裁庁舎に移転
- ② 令和5年4月、最高裁、東京及び横浜の3支部を廃止し、本部に統合
- ③ 令和6年4月、東京高裁管内の残りの支部（さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野及び新潟の9支部）を廃止し、本部に統合
- ④ 令和7年4月、仙台、札幌及び高松の各高裁管内の支部を廃止し、本部に統合

また、次の⑤及び⑥について検討をすすめることが決まっています。

- ⑤ 令和8年4月に名古屋及び広島の高裁管内の支部を廃止し、本部に統合する方針で検討をすすめること
- ⑥ 令和9年4月に大阪及び福岡の高裁管内の支部を廃止し、本部に統合する方針で検討をすすめること

組合員からは、異動に伴う手続が不要になるなどのメリットがあることから、統合を歓迎する声がある一方、気軽に相談できる窓口がなくなることを懸念する意見が引き続き出されるとともに、事務担当者からも統合後の事務処理についての疑問も出されており、組織統合についての組合員等の理解や



納得は不十分との感想を持っています。また、高裁単位での統合が実施されてから数か月しか経過しておらず、統合時または統合後の状況についての組合員の意見や感想も十分に聴取していない現時点において、令和7年4月の統合は承認されたものの、令和8年4月以降の統合スケジュールを検討するのは時期尚早であるとも考えています。組合員代表の委員は、これらのこともふまえ、これまでの運営審議会において、組合員サービスの低下につながる統合をすすめることに反対の立場で審議に臨んできました。

共済組合本部は、「統合することによって共済組合業務をすすめる上での大きな問題や差し支えが生じることはなく、組合員にとって必要なサービスを維持できると判断している」と説明しています。

組合員代表の委員としては、組合員サービスが低下するようなことがあってはならないと考えており、支部が廃止された庁におられる組合員も含め、組合員のみなさんが疑問や不安に感じておられること、改善してほしいことなど、さまざまな意見や要望を出していただくようお願いします。出された意見や要望については、運営審議会での審議に反映させます。

なお、視察にむけた事前の意見聴取の中で出された意見等とそれに対する共済組合本部の回答を紹介します。

**○ 現在は共済組合係があり書類の提出等の手続は係とやりとりしているが、本部統合後はそういった手続は個人で本部とやりとりすることになるのか。**

共済組合に対する申請書等の提出は、原則としてメール添付の方法で組合員個人が、直接本部宛に行うことになる。例外として、原本での手続が必要な財形貯蓄関係の申請等の書類については郵便で行うことになるが、その際は、封緘して宛名まで記載した共済本部宛郵便物を組合員自身で作成する。同郵便物について、個人で発送することも各庁の郵便担当部署を経由して発送することも可能である。共済組合本部から本部組合員宛の郵便物は共済組合に届け出ている組合員住所宛に直接送付することになる。

**○ 現在は支部があり担当係がいつでも気軽に相談できる状況にあるが、本部統合後も軽微な質問でも気軽に相談できるのか心配である。組合員への細やかなフォローは期待できるのか。**

本部統合後は、①電話②メール③チャットによる相談ができ、各方法を組合員が自由に選んで気軽に相談をできるようになっている。もっとも、

相談をしなくても組合員自身が手続を直感的にわかるように、裁判所共済組合ウェブサイトでの表現等をわかりやすくしたり、A I チャットボットの質問回答を増やすなど、組合員自身が簡単に知りたい情報が入手できる方法を構築しているところである。

○ **合理化は必要だと思うが、職員の利便性にも配慮いただきたい。**

共済組合本部としては、統合するか否かに関わらず、利便性を含む組合員サービスの維持・向上に努めるのは当然のことと考えており、引き続き共済組合ウェブサイトの内容の充実を図るほか、人事担当部署との連携方法の見直し等、他部署とも連携して、検討を進めていきたい。

○ **共済組合本部は大丈夫なのか心配。1か所集中で本当に大丈夫なのか。**

令和5年4月の最高裁・東京・横浜の各支部統合及び令和6年4月の東京高裁管内各支部統合において、組合員サービスの低下につながるような問題や事務処理上の問題は特に起きておらず、引き続き、組合員や支部の事務担当者等の意見も考慮して、事務処理の見直しや検討を進めていることから、現時点においては共済組合本部業務をすすめる上での大きな問題や差支えは生じておらず、今後も生じることはないと考えている。

○ **統合により、手続に時間がかかるようになることはないのか。**

東京高裁管内所属の職員（現共済組合本部組合員）からは、統合後の事務が遅滞しているという意見等は確認していない。もっとも、現在、共済支部が存在する庁（共済支部がある本庁）では対面での書類の授受が可能であるが、押印が省略できない等の事情から書類の郵送が必要な手続については現在より時間がかかる点については御理解いただきたい。

○ **組織統合により対面で手続する機会が減少するため、各種給付・申請手続につき、M365のフォームなどを活用して、できるだけ最小限の問合せで手続を完了させられる工夫をしてほしい。**

統合後は、組合員が直接共済本部とやり取りをする必要があることから、知りたいことがすぐに見つけられるよう裁判所共済組合ウェブサイト充実させ、A I チャットボットを導入するなどして、共済組合本部に問い合わせることなく手続がとれるよう、工夫しているところである。ウェブサイトを確認しても手続に疑問が生じた場合は、チャット・メール・電話

のいずれでも問合せができ、組合員自身にあった手段を選択できる。裁判所支部や独立簡裁所属の職員からは、統合したことにより、かえって共済組合へのアクセスが良くなったとも評価されているところである。

○ **組織統合に伴う過剰な人員減により、処理レベルの低下などを招かないようにしてほしい。**

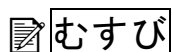
共済組合の組織統合は、共済事務の遂行に当たっての長年の課題である事務担当者間の知識の継承及び計画的育成を解消することも目的としているところであり、統合によって処理レベルを全国同一水準に引き上げることはあり得るが、処理レベルの低下を招くことはあり得ない。

○ **被扶養者の認定について、支部間異動した場合、従前は転出先支部での認定までの間、旧組合員証が使用できたが（1か月ルール）、マイナンバーカードとの連携にともない病院窓口において異動日時点で資格喪失状態と判断され全額負担を求められる。支部統合がまだ数年先の共済支部においては当分の間このような不都合が生じるため、異動日時点で不都合が生じないよう改善してほしい。**

支部間異動の場合に、異動後の支部においてどのように被扶養者の認定の迅速化を図ることができるかについて検討を進めているところである。具体的な内容が定まったらお知らせする。

○ **組織統合後は、運審委員の支部視察はなくなると思うが、組合員の声をきく機会は設けるのか。**

共済組合における組合員の要望聴取は、支部視察とは別に、毎年1度行っているところであり、これについては統合後も継続する予定である。また、委員が組合員の声を把握する仕組みとしての支部視察の重要性に鑑み、組織統合により支部が廃止された中でも、委員が組合員の声を把握することができるよう、具体的な方法を検討してきたところであり、統合後の在り方を検討するための試行という意味を含めて、令和6年度の実施方法として東京高裁管内においてウェブ会議の方法により座談会を実施する予定である。この試行等を踏まえ、統合後の組合員の意見の確認方法等について検討を進めていきたい。



**むすび**

座談会では、事前に集約された組合員のみなさんの意見・要望に加え、参加者から多くの発言があるなど、支部視察等はたいへん有意義なものとなりました。この視察等の機会に、組合員のみなさんから直接お聞きした意見や要望を含め、全国から出される多くの要望事項が共済組合の事業に活かされるよう、運営審議会で意見等を反映させていきます。

共済組合は、組合員の掛金を原資として運営される組織ですので、その事業に組合員の意見を活かしていくことが重要です。共済組合に関する意見、要望及び疑問がある場合は、要望事項のとりまとめや運営審議会委員による支部視察等の機会だけではなく、いつでも所属の共済組合支部又は本部にお知らせください。

今後、本部への組織統合がすすみ、支部が廃止されると、これまでのような出張の方法による支部視察については、見直しや再検討の議論が必要になります。今年度試験的に実施した被統合庁を対象にしたウェブ会議による座談会は、複数の庁を対象にできる等のメリットもあり、ひとつの方法です。他方で、これまでのように組合員のみなさんと直接対面して対話する座談会の方が、より活発な質疑応答や意見交換が行われやすいとの感想も持ったところです。いずれにせよ、運営審議会委員が組合員のみなさんから直接意見や要望等を聴取する機会は重要ですので、その方法については共済組合本部と協議して検討したいと考えています。

最後になりましたが、お忙しい中、今回の視察等に御対応して下さった対象支部等の事務担当者及び組合員のみなさんに御礼申し上げます。ありがとうございました。

